

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年11月27日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年11月27日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

町長	吉 田 慎 一	副町長	鈴 木 典 秀
教育長	勝 本 真 二	総務部長	荒 木 重 臣
企画財政部長	久保平 敏 弘	教育次長	帯 田 由 寿
建設部長	緒 方 哲	住民福祉部長	森 川 寛 子
健康保険部長	中 山 庄 治	水道局長	濱 伸 二
会計管理者	谷 本 清	総務課長	山 本 昭 彦
農業委員会事務局長	和 田 弘		

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成29年第4回長与町議会定例会について
- (2) 議長の諮問に関する事項

開 会 9時29分

閉 会 12時17分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。12月5日招集の第4回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので御審議のほどよろしくお願いいたします。

まずはじめに議長の御挨拶をお願いいたします。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。もう早いもので今年もいよいよ今年最後の12月定例会議が開催されます。定例会議では、白熱した議論、審議を期待するものであります。簡単でございますけれども開会にあたっての私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に町長の御挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。12月を目の前にしましてこの冬の到来というのを実感する季節となって参りまして、ちらほらコート姿も見受けられるようになりました。本日は大変お忙しい中、第4回定例会にかかります議会運営委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の定例会では専決処分の承認を求める議案が2件、そして条例の一部を改正する議案が4件、補正予算の議案が2件、委員選任の議案が1件の合計9議案を予定をしております。提案内容につきましては所管の部長の方から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それではまず、提出予定議案について関係部局長から概要の説明をお願いいたします。まず総務部関係について。

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。今回総務部4議案ございます。はじめに議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは個人番号を利用する事務を新たに追加するほか、所要の改正を行うものでございます。次に議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、これは国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、規定の整備を行うとともに所要の改正を行うものでございます。次に議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これは人事院勧告の内容に準じて町職員の給与改定を行うとともに所要の改正を行うものでございます。最後に議案第80号

長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、これは任期満了に伴う選任でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に企画財政部関係についてお願いいたします。

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。続きまして、企画財政部所管でございます。まず第72号議案、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。内容につきましては、公用車の事故に伴い和解及び損害賠償の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。続きまして第73号議案、平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。内容につきましては、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に伴う歳入歳出予算の補正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告いたしまして議会の承認を求めらるものでございます。続きまして第78号議案、平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）でございます。内容につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,054万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億366万5,000円とするものでございます。以上3議案でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは次に健康保険部関係について。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆さんおはようございます。健康保険部の所管の議案の概要説明をいたします。議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ759万8,000円を追加し、補正後の予算総額を48億6,167万1,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に教育委員会関係についてお願いします。

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

皆さんおはようございます。教育委員会分の議案について提案理由を申し上げます。議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、フットサルコートの子イター設備設置工事完了に伴い、新たに夜間照明料の追加を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者10名、質問件数22件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配付のとおりでございます。請願、陳情につきましては請願はございません。陳情は2件でお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

なお、この陳情につきましては、議長に提出があった場合は、請願と同様に取り扱うかどうかを協議すると決定しておりましたので、この陳情の取り扱いについてお諮りをしたいと思います。まず皆さんにお諮りをする前に所管に委員長としてお尋ねをしたいと思いますが、この放課後児童クラブ、お手元の資料見ていただきたいと思います。これは11月20日に受付をした陳情書でありますけれども、この内容につきまして、まず行政、所管の方にはこういう団体から要請等があるのかどうか、それをまず。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

すいません。執行部の皆さんには分かりにくかったと思いますが、実は議会に対して放課後児童クラブの拡充に関する陳情書というのが参っております。これについて所管の方にも町長宛てにそういう陳情がなされてるかというのをまず、我々が協議する前にお尋ねをしたいと思って先程発言をしたわけです。担当部長、分かっておりましたら説明をお願いします。

森川部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

おはようございます。放課後児童クラブの陳情につきましては、所管の方にも町長宛てという形で受け取っております。ただ、内容が全く同じかどうかというのはちょっと確認ができておりませんので、その辺りにつきましては、また、ちょっと議会の方とも確認をさせていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

そこでお諮りをしたいと思います。行政側にもこの団体から陳情がきておると、ただ内容的にはまだ議会に来とる内容と同じものかどうか分からないということでありますので、この取り扱いについては従来のように参考配付とするのか、あるいは委員会付託とするのかは、後でちょっと協議をさせていただきたいと思います。

それでは続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。

まず総務文教常任委員会に付託するものは、議案第74号、議案第75号、議案第7

6号、議案第77号、議案第78号、それから産業厚生常任委員会に付託するものは議案第79号、本会議即決については議案第72号、議案第73号、議案第80号、以上、委員会の付託案につきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと私が理解していない部分があるみたいなので、議案第72号の専決処分ですが、今まさにこの部分を専決処分にしようという議論をしてるんじゃないかなというふうに思うんですね。通常ならば議案として提案されなければならないというふうに私は理解してるんですけども、この部分が専決処分として提案できるのがちょっと理解できていないので、その辺の説明をしていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永議事課長。

○議事課長（富永正彦君）

議案72号の件ですけども、地方自治法179条第1項こちらにおきまして、町長の方で議会を開く暇がない場合、緊急性がある場合、町長の専決ができることとなっております。同条3項で次の議会でそれを承認を得るというふうになっておりますので、これは自治法どおりの扱いでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

どうしても相手方、当事者の都合で急がばいかんという部分があったとのことを聞いております。他にありませんか。

（「異議なし」も声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。続いて会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては、12月5日火曜日から12月15日金曜日までの11日間で、5日火曜日、議長報告、行政報告、議案上程、これは提案理由の説明まででございます。そして議員全員協議会。6日水曜日は一般質問、7日木曜日一般質問、そして8日金曜日、議案審議としまして質疑、付託又は即決、それから議員全員協議会となっております。9日土曜日、10日日曜日は休会でございます。11日月曜日付託案件審査、12日火曜日付託案件審査、13日水曜日付託案件審査、14日木曜日付託案件審査の予備日となっております。そして15日金曜日に委員長報告と採決、以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま説明を申し上げたとおりであります。本来は冒頭申し上げるべきでありましたけれども、運営委員会の委員であります岩永総務文教常任委員長が今日は所用のため

め休んでおります。したがって、この日程についても本来は総務文教常任委員長がおればよかったんですが、議案の数からいってもこれでいけるだろうという判断をいたして御提案をさせていただいたので、悪しからずよろしくお願いいたします。

お諮りをいたします。

ただいま事務局長が説明した日程のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、第4回定例会の会期日程につきましては以上のとおり決定いたしました。その他の件で何かありませんか。無いようでしたら執行部の皆さん方は御退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて会を再開します。

場内の時計で10時まで休憩をいたします。

(休憩 9時45分～10時1分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先程執行部在席中に申し上げておりましたとおり学童保育連絡会協議会からの陳情書、放課後児童クラブの拡充に関する陳情書ということでございます。これについては私も中身をまだよく読んでいませんでしたので、執行部にも来とるかという話をしましたけれども、このことは陳情の趣旨の5行目に町長へ要望書を提出しております。というふうに書かれておりました。大変失礼をしたなと思っておりますけれども、今、議事課長が持ってまいりましたけれども写しを、これにつきましては内容が基本的に趣旨は同じでありますけれども、ほとんど文言は違う。この陳情項目の1、2、ここら辺を細分化して書かれておるといふ状況であります。行政にも来ておるといふことで、今からこの取り扱いについて皆さん方の御意見を伺いたいと思います。委員会付託にするのか、従来どおり参考資料として各議員に配布をするのかということになるかと思っております。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、議題って言いますか、その協議の中身になってるのは放課後児童クラブだけのことなんですか。陳情両方とも含めてですよね、取り扱いについてはですね。了解しました。町にも同様、要望を提出しているということですけども、これまでも議会懇談会とか、学童保育とはこれまでもいろんな協議をしますんで、結果がどういう形で出すかは非常にまだ私も漠然としてよく分からないんですが、私は委員会での審査をしてもいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私は今の河野委員と逆なんですけれども、議会には予算の執行権が無いということで、まずそこがあると、住民懇談会である程度議会の方も内容的なものっていうのは個別にきちんと聞いているということもありますし、陳情の扱いとして基本執行部の所管の方にその内容的なものを報告すると送付するということが1つあるので、陳情を議会の方できちんと扱ってその内容的なものを執行部にというそういうことがあるんでしょうけれども、もう執行部の方に要望書として形としてもう来てるっていうことなので、特別付託をしてまた議会であってということはもう基本必要は無いんじゃないかなと。ただ報告として受けたっていう部分があれば議会の方から執行部の方に説明を受けるという程度のものでいいんじゃないかというふうに考えますけど。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今2つの意見がありました。暫時休憩して議論を深めたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

この2つの陳情書の取り扱いについては、まだ制度上、議会の議会先例集申し合わせ事項等に鑑みて今回まで参考配付という形でしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは定例会関係の議題はこれで終わりたいと思います。次にその他（2）の議長の諮問に関する事項、長与町議会 Facebook の充実についてというのが上がっておりますので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

議長。

○議長（内村博法議員）

長与町議会 Facebook は平成24年に開設されまして、それ以降実施してるわけなんですけれども、議会事務局が今まで中心となってるいろんな情報を発信しております。Facebook を見られたら分かると思いますけども、写真を多用してやってるんですけども、今回、議会広報広聴常任委員長から見直しの要請が来ておりました。趣旨としては、今お手元に配っています議会広報委員会の文書を見ていただければ分かると思うんですけども、これまでは先程申したように議会事務局を中心としてやってきたと、やっぱり議会事務局の事務量の増加とか負担もかなりあるんですよ。具体的には今、山田さんが一生懸命やってるところなんですけども、さりとてこれから情報発信は非常に重要になってきますんで、いろんな情報を町民の方にお知らせせないかんということで

Facebook の活用を充実して欲しいということで広報広聴常任委員会から私宛てに来ました。これを受けまして議長諮問ということで議会運営委員会に諮問をしたいと思えます。具体的にはこれから事務局の方で説明すると思うんですけども、長与町議会 Facebook 運用ガイドラインというのがあるんですよ。これは平成24年ですから前の議長の時に作成して、多分金子委員長の時ですかね、違いますかね。堤さんの時ですかね、その時に作ったんですよ。それからちょっともう古くなってますんで、これを改正して今後いろんな情報を発信していこうということでしております。1つはこの前、町民意識調査を行いましたよね。あの時に議会の活動とか議員の活動が分からないという意見も相当ありました。だからタイムリーに情報を流して今後いきたいなとこういうふうに思ってます。詳細は議会事務局の方から御説明いたします。よろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

事務局説明をお願いいたします。

○主任（山田傑君）

それでは先程お配りさせていただいた資料に基づいて説明をさせていただきます。先程6枚組のものを配付させていただきましたけれども、1枚目が鑑で、2枚目が先程議長から説明がありました広報広聴常任委員長から議長宛てに出された文書ということになります。3枚目、4枚目は赤で見え消しをしております。5枚目、6枚目が一応、現在作っている新運用ガイドラインの案という形になっております。見え消しの方でまず説明をさせていただきたいと思えますが、この赤で見え消しをしているものは現在の運用ガイドラインで新しい案においては削除してはどうかなというところを見え消ししております。まず Facebook とはという前提が書いてあるんですけども、こちらについての記述は不要かなというところで削除しております。目的の頭書にグローバルスタンダードな云々という Facebook はこういうものであるというもの、これについても削除をしております。Facebook を広報媒体として利用するというくだりについては後段のほうに記載しております。適用ガイドラインと Facebook ページの長与町議会公式というくだりを本町議会という表現にしております。今回大きく変えたのは次の投稿・コメントという欄になるんですけども、まず何を上げるのか、誰が上げるのかというところをかなり細分化して別表にまとめる形にしております。この別表については、次のページに最後のところに別表という形でまとめております。1つ新しい方を読ませていただきますけれども、まず投稿については、政治的公平性に留意するものとし平易な表現を心がける。2、投稿並びにコメントに対する投稿の担当については別表のとおりとし、随時議長（議会事務局）へ提出するものとする。3、議会事務局が内容をチェックし、議長に報告し、事務局が投稿作業を行う。4、コメントに対する投稿は速やかに行うものとする。というふうに変えております。遵守事項並びに停止または削除のくだりについては案の段階ですけども改正はしておりません。その他のところなんですけれども、変えたところだけですが2の遵守事項に違反する行為を行った場合、元は議長は対象職

員に対して一定の期間 Facebook を運用することを禁止することができる。としておるんですけども、今回作成しておる案においては、一部議員の方にもタッチしていただくところがございますので、職員に限定できませんので、その者という表現にしております。次のこのガイドラインに定めがない事項については、議長が適切な判断を行うものとする。という表現だったんですけども、こちらも議長が判断する。というふうに持って回った表現でしたので表現を改めております。4はそのままですね。5の町民からのコメントに対して内容精査の上速やかな返信に心がけること。というのは先程投稿・コメントのくだりに移動させております。別表についてはご覧のとおりです。

別表についても説明をさせていただきます。まず縦に3つ並んでおりますけれども、まず投稿の種類そして開催日程投稿担当、右が記事作成の担当ということになっております。まず定例会、臨時会の開催日程の投稿担当は議会事務局、何月何日から定例会を開会しますとか、何月何日に臨時会を開会しますというようなものですね、基本的にこの開催日程を事前に Facebook にアップするのは事務局の方で担当ができるかなと思います。まず記事の作成の担当ってなるのは、終わった後に誰が記事を書くのかということですね。定例会、臨時会については事務局の方で終わった後、記事を書くことができるかなと思います。それから下なんですけれども、常任委員会の議案審査及び所管事務調査については、事前に事務局の方で日程は上げて、終わった後、当該委員会の委員長及び当該委員会に所属する議会広報広聴委員というふうにさせていただいております。つまり委員会の議案審査なり所管事務調査が終わった後、例えば総務文教常任委員会であれば総務文教常任委員長とその総務文教常任委員会に所属する広報広聴委員の方で記事を作成していただき、流れとしては事務局に御提出をいただくというような流れになります。次の議会運営委員会ですが、議会運営委員会には議会広報広聴委員の方はいらっしゃいませんので、議会運営委員長に記事を書いていただくということになります。特別委員会については先程の常任委員会と同じ流れになります。次の政策討論会の全体会と分科会ですけども、全体会というのは議長が主催するものですね、分科会は常任委員会で主催するものですので、全体会であれば議長、分科会であれば常任委員長と広報委員の方で記事を書いていただく。議会報告会についても事前に議会事務局の方で日程周知の原稿を上げさせていただいた後、終了後、広報広聴常任委員長が記事を作成し、事務局に提出いただくというものです。最後の3つ、住民懇談会と視察を受けたもの、視察を受けたものが議会関係と行政視察とございますが、この3つについては開催日程を事前に投稿するということはないと考えております。というのも広く住民の方に傍聴に来てくださいとか、来てくださいというような類のものではございませんので、開催日程を事前に周知する必要はないかなと思っております。終わった後に、住民懇談会においては広報広聴常任委員長、視察を受けたものについては視察の応対をしていただいた議員の方、行政視察においては議会事務局の方で原稿を作成してチェックするという流れになろうかと思っております。これが現在のところの案でございます。5ページ、6ペ

ージが見え消しの分を整理した現在の案でございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、資料に基づいて訂正がありました。この最後2枚はこの朱書きの部分を全部整理した後の分ということで、これについて皆さん方から御意見等があればお伺いをしたいと思います。ありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

記事作成担当なんですけれども、終了してからどのくらいのスパンで作成を、もう直ぐに、その時にするのか、そして誰の携帯でどういうふうにするのか、そこら辺はどういうふうに決まってるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山田主任。

○主任（山田傑君）

今の点についてお答えさせていただきたいと思いますが、ちょっと誰の携帯でというようなくだりもございましたけれども、今の委員長がどなたになってるかとか、今後、委員長がどなたになるかっていうので、お持ちのデバイスなり、どういった形で原稿作成できるかっていうのは個々人で異なってくるので、そこはそこの委員長と広報委員で、原稿を作成される方でどういった形で作成をされるかっていうのは決めていただくべきかと思います。事務局としてはデータで出していただいても、手書きで書いたのを出していただいても差し支えないかなと思っております。また、どのくらいの期間で出していただくかっていうところについても、まずそもそもがアップする委員会を主催する委員長とかの御判断によるところかなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。

長与町議会 Facebook 運用ガイドラインについては先程説明がありました。若干内容的に書かれていない部分もありますけれども、今後、広報広聴委員会、事務局で詰めていただいて、この内容で全協に提案をしたい。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

ちょっと休憩に入らせていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。長与町議会議員政治倫理条例の見直しについ

ては、議会報告会あるいは特別委員会の委員長報告の中でも見直しが必要だということがありました。これを受けて先般議長からもそういう話があったと思いますが、再度、議長に確認をして統一した認識として取り組みたいと思います。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

今、運営委員長が言われたとおり速やかに見直しを進めていきたいと考えておりますので、議長諮問という形で行いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございました。ではそういうことで、この議運で今から取り組んでいくということについて御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように取り扱わせていただきたいと思います。予定しておりました事項については終わりました。皆さんから何かありましたら。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

専決処分ですけれど、ちょっと私もばたばたして出席できなかったんですけども、ある程度、案が煮詰まったような話を聞いているんですよね。条例をもし改正するっていう結論が出れば、議員必携に載ってるんですけども行政側から事項を特定して、これこれをお願いしたいというのを議長宛てに提出した方がいいというふうになつてくるんですよね。議員必携にです。もし条例改正するとなれば、今までは私の理解では議会運営委員会で調査研究ということで聞いとるんですけども、それはそれで構わないと思うんだけど、2元代表制っていう立場からすると、こちらから言うべきものかなと今ちょっと疑問を持っているわけですね。相手方から要請を受けて検討しますよという手続き論、手続きでいえばそれがベターなのかなと。それでその場所をいわゆる全員協議会の場で町長からこれとこれを専決処分を議会の方で委任できませんかという要請をしてもらえば1番スムーズにこの案件はいくんじゃないかなと。それを受けて議会運営委員会で最終的に確認して、町側が言うとおりににはならんかもしれないけども、ならなくてもいわゆる発委でということで提案する。あるいはどうしてもそれが無理ならば議員提案という形でやる。そういった方法が1番、私が今言っているのは内容ではなくて手続きのことですけれど、議員必携に載ってるもんですからちょっとどうかなと皆さんにも相談したい。ちょっと補足しますけども議長宛てに事件を明示して、これは全員協議会でもいいんですよ。町長からの申し出という形で、形はどうであれ議会に対してこれこれの事件を明示して専決処分を議会の方で委任していただだけませんか。という要請をやはり受けてそして検討すると手続き的というものが1番ベターじゃないかなと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

必携の中身は分かりましたけども、前段というか、この議論に入る前に総務部所管を呼んで一定この何でしょう、県下の資料を見ていろいろ話したわけですたいね。僕はあれが一定そういう部分に該当すっのかなという気はするんですよ。総務部もいてそういう議論をしたと、県下はこういう状況ですということで、具体的に明示はしてないですけども、協議の中でいたということでは、全県下の状況を見て条例を変更して欲しいというふうな要望だと受けとめていいんじゃないかな。そうでないと今まで議論してきたのが、もう全くまた別の形で明示されるとまた始めから議論しないといけないという部分になりますんで、ぜひそういう捉え方をしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

今までは調査研究っていう形で出発してるんですよ。専決処分の件は。だからこの前来た人たちは、具体的に例えば100万にしてくださいとか、そういう具体的な明示はしてないんですよ。言えないという話でしたね。だから今までの議論を踏まえて町から、私が言うのは手続き論ですよ。中身は今までこの十分皆さん詰めてこられたんで、そこどころ云々っちゃうことは僕はとやかく言うつもりはありませんけども。手続きとして2元代表制だからやはり改善したいっていう立場の人から言ってもらった方が検討しやすいということですよ。だから議会からそういう要請がなくて議会から一方的にこの専決処分を免除しますよというもおかしな話かなっていうふうにちょっと考えてるもんですから、やっぱりそういう儀式を踏まないかんのかなと、こういうふうに考えてとるんですけどね。別に調査研究で自分たちはこうしましたっていうことで全協に説明されてもいいけども、やっぱり1番説明しやすいのは町から要請が来て自分たちは検討してこうしましたっていうのが1番説明しやすいかなというふうに思うんですよ。そこがちょっと気になったもんですから、今のような話を申し上げただけです。それはそれでいいよというなら構いはしませんけども、2元代表制っていう立場からするとそういうことかなと。だからこの議員必携にもその旨謳ってあると思うんですよ。要するに軽微なっていうのが前提についてますんで、何でもかんでも専決処分というのは認めちゃいかんよっていうこの趣旨からするとそういうのがいいのではないか。というのも町はなぜ専決処分の免除をお願いしたいか。いろいろ町側の理由もあるんじゃないかなと今、我々は想像であれしてるんですけど、専決処分結構手間がかかるからなとか、あるいは臨時会を開かないといかんからなとか、こういうふうに今想像で考えておるんですけども、実際に町がどのような考え方をってるのか、確認も含めてそういう提案をしていただければ後が進めやすいなというふうに思っておるわけですね。僕が言うのは進めやすい方法を今提示してるだけの話ね。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

町長専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例、この見直しについては今いろいろ議長から指導もありましたけれども、今まで4回程度にわたって議論をしてきた内容について、12月5日の全員協議会で現段階での案を報告していく。そして意見を踏まえて、再度、何か問題点があればそれを踏まえてまた協議をします。どうしてもこの会期中にできないようであればもう3月の定例会まで持っていくということにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは大変時間も超過して申し訳ありませんでした。

以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時17分）

委員長